

④ ニセコ観光局構想策定事業スケジュール案（観光局／マーケティングプラン）

2012.10.18

NO.	行程	業務ステージ	業務内容	検討会議	時期	備考	
1	9月下旬	論点整理と基本合意形成	関連文献資料の分析				
2	10月前半		関係者ヒアリング①	・経過と現況の認識共有、そして現状の背景分析と論点整理 ・論点の解決方向を探るために、関係者の意見を深く理解する ～10人程度			
3	10月中旬		第1次：論点検証	・これまでの議論の成果と課題について集約・報告し、点検	第10回検討会議	10月23日	
4	10月後半		会議内容の整理	・検討会議の議論内容や結果を整理し、論点の解決策の仮説			
5			関係者ヒアリング②	・論点解決の仮説の確認 ～10人程度追加			
6			10月末	第2次：論点検証	・観光局の役割と形態に関する基礎的な確認と具体的課題の確認 ～10人程度追加	第11回検討会議	10/30前後
7	11月前半	会議内容の整理	・検討会議の議論内容や結果を整理し、具体的課題の抽出			11月初旬／町民意見交換会①	
8		関係者ヒアリング③	・具体的課題の解決策イメージに関する意見把握 ～2回目となる確認ヒアリング（数十人）				
9		第3次：課題解決検証	・ヒアリングの途中経過時点での内容に関する確認議論	第12回検討会議	11/15前後		
10		11月後半	関係者ヒアリング④	・具体的課題の解決策イメージに関する意見把握（つづき） ～2回目となる確認ヒアリング（つづき）			
12	11月末	第4次：課題解決検証	・ヒアリングの全体終了時点での内容に関する確認議論	第13回検討会議	11/30前後	次年度予算への反映など	
13	12月前半	観光局とブランディングの体系化	構想の草稿の作成／1			12月初旬／町民意見交換会②	
14	12月中旬		第5次：全体検討	・ヒアリングの全体終了時点での内容に関する確認議論	第14回検討会議	12/15前後	議会説明対応（協議会？）
15	12月後半～1月前半		構想の草稿の作成／2	・これまでの調査結果と構想のとりまとめ作稿（その2）			
16	1月中旬		第6次：全体検討	・ヒアリングの全体終了時点での内容に関する確認議論（つづき）	第15回検討会議	1/15前後	
17	1月後半		構想の草稿の作成／3	・これまでの調査結果と構想のとりまとめ作稿（その3）			「準備室」設置に向けた実務的調整
18	1月末		第7次：全体検討	・ヒアリングの全体終了時点での内容に関する確認議論（つづき）	第16回検討会議	1/30前後	
19	2月前半		構想の草稿の作成／4	・これまでの調査結果と構想のとりまとめ作稿（その4）			2月初旬／町民意見交換会③
20	2月中旬	成果品の	第8次：全体検討	・ヒアリングの全体終了時点での内容に関する確認議論（集約）	第17回検討会議	2/15前後	
21	2月末	第9次：成果品検討	・「構想」成果品の内容全体の検討と確認	第18回検討会議	2/28前後		

22	3月前半	作成	成果品印刷製本		
23	3月後半		成果品納入	・関係者に成果品配布	3月予算議会
					「準備室」開設の準備?

■スケジュールリングの基本的な考え方

- ① 観光室に関する基本的事項については、10月末までに基本合意を形成する
その基本手法は、ヒアリングと論点整理の個別の積み重ねによるイメージと構成の共有化
- ② 観光室に関する具体的事項については、11月末までに凡その合意を形成する
その基本手法は、範囲を拡大したヒアリングと論点整理の積み重ねによる概要レベルの共有化
- ③ ①②の成果を組み込んだ「構想」全体の組み立ては、12月～1月に行う
その基本手法は、たたき台に関する経過的及び包括的な検討と議論の積み重ねによる集約
- ④ 月2回の検討会議で、個別にヒアリングした内容による論点整理の再確認と調整の議論を行う
その結果としての会議録は、関係者に置ける共有を促すため、多様なメディアで配信する
- ⑤ 検討会議の検討経過は、住民意見交換会や議会、庁内予算編成などにアウトプットし、共有を深める

■検討内容と経過に関する情報公開と参加

- 会議録のレポート配信／日・英（？）
 - 電子メール
 - ファックス
 - WEB（両町、各協会、NPB）
- 会議の開催告知（web）と傍聴の勧誘

■ヒアリング対象

- ① 行政関係：倶知安町商工観光課、ニセコ町商工観光課、両町の企画課、両町長、両副町長、後志総合振興局
- ② 民間事業者組織関係：倶知安観光協会（ひらふ支部を包含）、ニセコリゾート観光協会、NPB、ニセコ商工会、倶知安町商工会議所
- ③ 一般事業者：両町の観光関連主要事業者
- ④ その他：外国人事業者、域外有識者